

香川県立保健医療大学研究生規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則（香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第20条に基づき準用する場合を含む。以下「学則」という。）第39条第2項の規定に基づき、香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学時期)

第2条 研究生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 本学の学部研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学長が前号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

2 本学大学院に研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 学長が前号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(出願手続)

第4条 本学に研究生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、研究生入学願書に次に掲げる書類を添えて提出するとともに、入学選考の手数料を納付しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 最終出身学校の卒業証明書
- (3) 健康診断書
- (4) その他学長が必要と認める書類

(入学者の選考等)

第5条 入学志願者に対しては、学長が別に定めるところにより選考を行い、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第6条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、学長が別に定める書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

(入学許可)

第7条 学長は、前条の規定による入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(授業料)

第8条 研究生は、所定の期日までに、授業料を納めなければならない。

(既納の入学選考の手数料等)

第9条 既納の入学選考の手数料、入学金及び授業料は、原則として返還しない。

(研究期間)

第10条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、学長が特別の事情があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(指導教員)

第11条 学長は、研究生の研究事項等を考慮し、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て、指導教員を指定する。

(研究報告)

第12条 研究生は、研究期間が終了したときは、研究報告書を、指導教員を経て学長に提出しなければならない。

(研究証明書)

第13条 学長は、前条の研究報告書を提出し、研究が終了したと認められる者に対し、本人の申請に基づき、研究証明書を交付するものとする。

(許可の取消し)

第14条 学長は、研究生がこの規程に違反したとき、又は疾病その他の理由により研究を続ける見込みがないと認められるときは、入学の許可を取り消すことができる。

(準用)

第15条 学則、大学院学則その他の本学の諸規程中学生に関する規定は、研究生に準用する。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。